

# 旭川市指定介護老人福祉施設等特例入所指針

旭川市

## 1 指針の目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への要介護1又は2の入所申込者の入所（以下「特例入所」という。）に関する手続き及び基準を定めることにより、特例入所の決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 特例入所の対象者

(1) 特例入所の対象者は、要介護1又は2と認定された者で居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる特例入所の要件に該当する者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

(2) 特例入所の要件に該当することの評価に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮するものとする。また、地域の実情等を踏まえ、旭川市において必要と認める事情があればそれも考慮するものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である者及び同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない者であって、介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 要介護1又は2と認定された者が特例入所の要件に該当すると認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所検討が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である旭川市との間で情報の共有等を行うものとする。

ア 施設は、特例入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を指定介護老人福祉施設等特例入所申込書（様式1）により求め、その内容について指定介護老人福祉施設等特例入所必要性評価票（様式2）に照らして入所の必要性について評価（1次評価）し、特例入所の可否を判断するものとする。

イ この場合において、施設は、特例入所に係る報告及び一次意見請求書（様式3）により旭川市に対して報告を行うとともに、1次評価の結果、特例入所の可否に旭川市の意見が必要となった場合は、旭川市に対して、適宜その意見を求めることができるものとする。

ウ 4の特例入所検討委員会においては、必要に応じて、特例入所に係る二次意見請求書（様式4）により「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて旭川市に

意見を求めることができるものとする。

エ 2(3)イ及びウの場合において、旭川市は、施設から意見を求められたときは、**特例入所に係る意見書**（様式5）により意見を表明するものとする。

### 3 特例入所申込みの方法及び申込みの受理

- (1) 施設への特例入所申込みは、本人又は家族から、**指定介護老人福祉施設等特例入所申込書**（様式1）により、認定調査票、被保険者証、障害の程度が分かる手帳、直近3か月のサービス利用票及びその別表等の写しを添付して、直接施設に行くものとする。
- (2) 特例入所申込書の記載内容に変更が生じた場合、特例入所申込者は、速やかに、施設に届けるものとする。変更の届けは、当初の申込みの手続きに準ずるものとする。
- (3) 申込書及び変更の届けを受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

### 4 特例入所検討委員会

- (1) 特例入所に関する検討のための委員会の設置について
  - ア 施設に、特例入所に関する検討のための委員会（以下「特例入所検討委員会」という。）を設置し、特例入所の決定は、その合議によるものとする。
  - イ 特例入所検討委員会は、施設長、生活相談員等施設職員で構成するものとする。また、施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。
  - ウ 4(1)ア及びイの規定は、施設における既存の入所検討委員会等が、特例入所検討委員会の役割を果たすことを妨げない。
- (2) 記録の作成及び保存について
  - ア 施設は、特例入所検討委員会を開催する都度、その協議の内容（2(3)エにおいて表明された旭川市の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存すること。
  - イ 施設は、旭川市又は北海道から求めがあったときは、上記の記録を提出すること。
  - ウ 特例入所検討委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 特例入所の決定及び入所待機者名簿への登載に際する旭川市への報告について  
特例入所の決定及び入所待機者名簿（施設が既に作成している）への登載があった場合は、施設は、その旨を旭川市に対して**特例入所決定報告書**（様式6）により通知するものとする。

### 5 入所の決定について

- (1) 特例入所の決定に際しては、次に掲げる評価要素に基づく評価（1次評価）と勘案事項を、特例入所検討委員会において総合的に評価（総合評価）し、その入所必要性及びランク（AからEの5段階。以下「ランク」という。）を決定するものとする。  
（評価要素）
  - ア 要介護度
  - イ 精神症状・行動障害の状況（19項目）

- ウ 介護者等の状況（6項目）
- エ 生活・経済等の状況（5項目）

（勘案事項）

- ア 介護者の重大な疾病，介護者による虐待等による介護体制の著しい変化の状況
- イ 性別（部屋単位の男女別構成）の状況
- ウ ベッドの特性（認知症専門床等）の状況
- エ その他特に勘案すべき事項

- (2) (1)に定める評価は，指定介護老人福祉施設等特例入所必要性評価票（様式2）により行うものとする。
- (3) 施設は，特例入所申込者から辞退の申し出があった場合又は施設からの入所の働きかけに対して自己都合（入院等やむを得ない事由を除く。）により入所を辞退した場合は，名簿から削除できるものとする。

## 6 特別な事由による入所者の決定

- (1) 要介護1又は2と認定された者であって次に掲げる場合で，かつ，特例入所検討委員会を開催することが困難な場合において，施設長は，特例入所を決定することができる。

ア 緊急性

- (ア) 介護者による虐待，介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により，緊急の保護を要する場合
  - (イ) 災害等の場合
  - (ウ) 在宅復帰又は長期入院した者について，再入所が必要と認められる場合
  - (エ) その他特段の緊急性が認められる場合

イ 老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託による場合

- (2) (1)により入所を決定した場合，施設長は，旭川市に速やかに報告するとともに，決定後開催する特例入所検討委員会にその内容を報告し，承認を求めるものとする。

## 7 適正運用

- (1) 施設は，この入所指針に基づき，適正に特例入所の決定を行うものとする。
- (2) 施設は，この入所指針を公表することとし，入所申込者及び家族等に対し，入所優先順位の決定方法等，その内容について，説明に努めなければならない。
- (3) 旭川市は，この入所指針の適正な運用について，施設に対し必要な助言を行うものとする。

## 8 その他

- (1) この指針は，必要に応じて見直すものとする。
- (2) この指針は，平成27年4月1日以降に入所する者から適用する。
- (3) この指針は，令和6年9月25日以降に入所する者から適用する。